

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 1月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第3号

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年新潟県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前												
(土壌及び地下水の汚染状況の監視等)	(土壌及び地下水の汚染状況の監視等)												
第21条の12 (略)	第21条の12 (略)												
2 条例第74条第1項の規定による土壌及び地下水の汚染の状況の監視は、次に定めるところにより行うものとする。	2 条例第74条第1項の規定による土壌及び地下水の汚染の状況の監視は、次に定めるところにより行うものとする。												
(1) 土壌の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、次に掲げるところにより測定を行うこと。	(1) 土壌の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、次に掲げるところにより測定を行うこと。												
ア 別表第6の4の <u>1</u> の項から <u>12</u> の項まで及び <u>22</u> の項から <u>26</u> の項までに掲げる有害物質については、当該土壌に水を加えた場合に溶出する有害物質の量の測定（以下「土壌溶出量調査」という。）をすることにより行うこと。	ア 別表第6の4の <u>1</u> の項から <u>11</u> の項まで及び <u>21</u> の項から <u>25</u> の項までに掲げる有害物質については、当該土壌に水を加えた場合に溶出する有害物質の量の測定（以下「土壌溶出量調査」という。）をすることにより行うこと。												
イ 別表第6の4の <u>13</u> の項から <u>21</u> の項までに掲げる有害物質については、土壌溶出量調査及び当該土壌に含まれる有害物質の量の測定（以下「土壌含有量調査」という。）をすることにより行うこと。	イ 別表第6の4の <u>12</u> の項から <u>20</u> の項までに掲げる有害物質については、土壌溶出量調査及び当該土壌に含まれる有害物質の量の測定（以下「土壌含有量調査」という。）をすることにより行うこと。												
ウ 別表第6の4の <u>1</u> の項から <u>12</u> の項までに掲げる有害物質については、土壌溶出量調査に代えて、当該土壌中の気体に含まれる有害物質の量の測定（以下「土壌ガス調査」という。）をすることにより行うことができること。	ウ 別表第6の4の <u>1</u> の項から <u>11</u> の項までに掲げる有害物質については、土壌溶出量調査に代えて、当該土壌中の気体に含まれる有害物質の量の測定（以下「土壌ガス調査」という。）をすることにより行うことができること。												
(2)～(8) (略)	(2)～(8) (略)												
3～6 (略)	3～6 (略)												
別表第6 （第17条、第19条の2関係） 排水に係る規制基準	別表第6 （第17条、第19条の2関係） 排水に係る規制基準												
(1) (略)	(1) (略)												
(2) 水素イオン濃度等の項目	(2) 水素イオン濃度等の項目												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 70%;">項目</th> <th style="width: 20%;">許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	項目	許容限度	(略)			<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 70%;">項目</th> <th style="width: 20%;">許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	項目	許容限度	(略)		
番号	項目	許容限度											
(略)													
番号	項目	許容限度											
(略)													
備考	備考												
1～6 (略)	1～6 (略)												
7 2に規定する「鳥屋野潟水域」とは新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定め	7 2に規定する「鳥屋野潟水域」とは新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定め												

る条例（昭和46年新潟県条例第46号）別表第2第2号の表の備考1に規定する鳥屋野潟水域を、2に規定する「両津湾水域」とは同表第10号の表の備考1に規定する両津湾水域をいう。

る条例（昭和46年新潟県条例第46号）別表第2第1号の2の表の備考1に規定する鳥屋野潟水域を、2に規定する「両津湾水域」とは同表第7号の表の備考1に規定する両津湾水域をいう。

別表第6の4（第21条の12、第21条の13関係）
 土壌の汚染状況の評価に係る基準値

番号	有害物質の種類	土壌溶出量基準値	土壌含有量基準値
1	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム	
2	(略)	(略)	(略)
3	(略)		
4	(略)		
5	(略)		
6	(略)		
7	(略)		
8	(略)		
9	(略)		
10	(略)		
11	(略)		
12	(略)		
13	(略)		
14	(略)		
15	(略)		
16	(略)		
17	(略)		
18	(略)		
19	(略)		
20	(略)		
21	(略)		
22	(略)		
23	(略)		
24	(略)		
25	(略)		
26	(略)		

備考

- この表の1の項から12の項までに掲げる有害物質の土壌溶出量基準値は、土壌汚染対策法施行規則（以下この表において「省令」という。）第8条第2項に規定する方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- この表の13の項から26の項までに掲げる

別表第6の4（第21条の12、第21条の13関係）
 土壌の汚染状況の評価に係る基準値

番号	有害物質の種類	土壌溶出量基準値	土壌含有量基準値
1	(略)	(略)	(略)
2	(略)		
3	(略)		
4	(略)		
5	(略)		
6	(略)		
7	(略)		
8	(略)		
9	(略)		
10	(略)		
11	(略)		
12	(略)		
13	(略)		
14	(略)		
15	(略)		
16	(略)		
17	(略)		
18	(略)		
19	(略)		
20	(略)		
21	(略)		
22	(略)		
23	(略)		
24	(略)		
25	(略)		

備考

- この表の1の項から11の項までに掲げる有害物質の土壌溶出量基準値は、土壌汚染対策法施行規則（以下この表において「省令」という。）第8条第2項に規定する方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- この表の12の項から25の項までに掲げる

有害物質の土壌溶出量基準値は、省令第6条第3項（同項第3号を除く。）に規定する方法により測定した場合における測定値によるものとする。

- 3 この表の13の項から21の項までに掲げる有害物質の土壌含有量基準値は、省令第6条第3項第1号及び第2号並びに第4項第2号に規定する方法により測定した場合における測定値によるものとする。

4 (略)

第2号様式（第7条関係）

受理書

(略)

(略)	新潟県生活環境の保全等に関する条例第14条第1項（第15条第1項、第16条第1項、第27条第1項、第27条第3項、第28条第1項、第37条、第38条、第39条、第76条、第77条、第78条、第91条第1項、第92条第1項、第93条第1項）
-----	---

有害物質の土壌溶出量基準値は、省令第6条第3項（同項第3号を除く。）に規定する方法により測定した場合における測定値によるものとする。

- 3 この表の12の項から20の項までに掲げる有害物質の土壌含有量基準値は、省令第6条第3項第1号及び第2号並びに第4項第2号に規定する方法により測定した場合における測定値によるものとする。

4 (略)

第2号様式（第7条関係）

受理書

(略)

(略)	新潟県生活環境の保全等に関する条例第14条第1項（第15条第1項、第16条第1項、第27条第1項、第27条第3項、第28条第1項、第37条、第38条、第39条、第76条、第77条、第78条、第91条第1項、第93条第1項）
-----	---

第2条 新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記第9号様式の11別紙を次のように改める。

別紙

調査地点				
調査区分	1 土壌溶出量(mg/l)	1 土壌溶出量(mg/l)	1 土壌溶出量(mg/l)	1 土壌溶出量(mg/l)
	2 土壌含有量(mg/kg)	2 土壌含有量(mg/kg)	2 土壌含有量(mg/kg)	2 土壌含有量(mg/kg)
	3 土壌ガス濃度(volppm)	3 土壌ガス濃度(volppm)	3 土壌ガス濃度(volppm)	3 土壌ガス濃度(volppm)
	4 地下水濃度(mg/l)	4 地下水濃度(mg/l)	4 地下水濃度(mg/l)	4 地下水濃度(mg/l)
監視実施年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
有害物質の種類	深度(m)	深度(m)	深度(m)	深度(m)
1 クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)				
2 四塩化炭素				
3 1, 2-ジクロロエタン				
4 1, 1-ジクロロエチレン				
5	シス-1, 2-ジクロロエチレン			
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン			
	1, 2-ジクロロエチレン			
6 1, 3-ジクロロプロペン				
7 ジクロロメタン				
8 テトラクロロエチレン				
9 1, 1, 1-トリクロロエタン				
10 1, 1, 2-トリクロロエタン				
11 トリクロロエチレン				
12 ベンゼン				
13 カドミウム及びその化合物				
14 六価クロム化合物				
15 シアン化合物				
16	水銀及びその化合物			
	アルキル水銀			
17 セレン及びその化合物				
18 鉛及びその化合物				
19 砒素 <small>ヒ</small> 及びその化合物				
20 ふっ素 <small>フ</small> 及びその化合物				
21 ほう素 <small>ホ</small> 及びその化合物				
22 シマジン				
23 チオベンカルブ				
24 チウラム				
25 ポリ塩化ビフェニル				
26 有機 <small>ウ</small> 燐 <small>リン</small> 化合物				
27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物				
28 1, 4-ジオキサン				
試料採取者				
分析者				
備考				

備考

- 1 調査区分は、該当するものの番号を○印で囲むこと。
- 2 調査の結果、別表第6の4及び別表第6の5に掲げる基準値を超えたもの及び第21条の12第5項の規定により基準値を超える汚染状況とみなされる全ての地点を記載し、調査地点がわかる図面を添付すること。
- 3 別表第6の4及び別表第6の5の備考に掲げる方法以外の方法によつた場合は、その方法を備考欄に記載すること。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。